

(報道発表資料)

令和 8 年 3 月 2 5 日  
京 都 市 行 財 政 局  
しごとの仕方改革推進室

## 指定管理者制度における 賃金・物価スライド制度マニュアルの作成及び 事業者向けWeb ページの開設

京都市では、民間事業者の専門性や創意工夫を活かし、公の施設における公共サービスの質の向上と効率的な運営を目的に、平成 1 8 年度から指定管理者制度を導入しています。

この度、これまで以上に民間事業者の力を引き出し、高品質な公共サービスを実現するため、新たに以下の取組を実施します。

### 1 賃金・物価スライド制度の導入に伴うマニュアルの作成

#### (1) 取組内容

昨今の賃金水準の上昇や物価変動に伴う管理運営コストの増加に適切に対応するため、令和 8 年度公募、令和 9 年度指定期間開始の施設から賃金・物価スライド制度（以下「スライド制度」という。）を導入します。（スライド制度の概要は別紙のとおり）

これに伴い、スライド制度の具体的な仕組みや算定基準等を解説する「賃金・物価スライド制度マニュアル」を作成し、下記 2 の事業者向け Web ページで公表します。

#### (2) 掲載先（京都市情報館）

下記 2（2）のとおり

#### (3) 公表時期

令和 8 年 3 月 3 1 日～

### 2 事業者向け Web ページの開設

#### (1) 取組内容

適正な価格転嫁に向け、事業者が必要な情報にアクセスできるよう、事業者向け Web ページを開設。上記 1 の「賃金・物価スライド制度のマニュアル」や国の通知などを掲載します。

#### (2) 掲載先（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000351449.html>

(3) 公表時期

令和8年3月31日～

〈お問い合わせ先〉

京都市行財政局しごとの仕方改革推進室

電話：075-222-3293